

## 議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1. 条例制定の目的

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援法が一部改正され、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業が給付事業となる。給付事業においては、市は、認可を受けた事業者が条例で定める運営に関する基準を満たすかどうかを確認した上で給付費を支給する必要がある。よって、改正後の同法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、事業の運営に関する基準を定めるもの。

### 2. 条例制定の背景

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付事業として、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8年度から全国的に開始される。本市においても当該事業を開始するにあたり、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」に従い、条例により事業の運営に関する基準を定める。

関連Webサイト 【こども家庭庁HP】 こども誰でも通園制度について  
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

(1)事業の創設について （こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第1回）基礎資料集より）

**乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	<b>保育所、認定こども園等</b> <small>※小学校就学まで</small>						<b>小学校</b> <small>※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから</small>
就労要件なし	<b>こども誰でも通園制度</b> ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 <small>※0歳6か月から満3歳未満を想定</small>				<b>幼稚園</b> <small>※満3歳から小学校就学まで</small>		

○ 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(※)を規定。  
 (※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業  
 ○ 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

**【本格実施に向けたスケジュール】** ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体で実施	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(2)事業の概要

対象となるこども	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
実施施設	保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園など
利用時間	月10時間(上限)に、時間単位で柔軟に利用可能
利用料(保護者負担額) 令和7年度暫定額	こども1人1時間あたり300円程度(令和7年度暫定額) ※生活保護受給世帯、非課税世帯等は市負担で減免可
給付費(市負担額) 令和7年度暫定額	0歳児 こども1人1時間あたり1,300円 1歳児 こども1人1時間あたり1,100円 2歳児 こども1人1時間あたり 900円 ※障害児、医療的ケア児等の場合は別途加算あり

(3)事業の意義

こどもにとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる</li> <li>● こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる</li> <li>● 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす</li> </ul>
保護者にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の様々な社会的資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなる</li> <li>● 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる</li> <li>● こどもと離れ自分のための時間を過ごすことが、育児に関する負担感の軽減につながる</li> </ul>

## 議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

## 4. 主な制定内容

条文	項目	内容
第1条から第3条	総則	趣旨、一般原則
第4条	利用定員	事業所ごとの利用定員を定めること
第5条から第33条	運営に関する基準	面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、提供の記録、支払、緊急時等の対応、虐待等の禁止、秘密保持等、等
第34条及び第35条	雑則	電磁的記録等、委任

## 5. 施行日

令和8年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

	<p>議案の 件名</p>	<p>議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他（ ）</p>	
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
<p>令和8年4月1日改正施行後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの。</p>	<p>本事業は、子ども・子育て支援法に基づく給付として令和8年度から全国で実施されるので、全国の市町村において本条例に相当する条例が令和7年12月議会までに上程される予定である。</p>				
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
<p>令和8年4月1日から「乳児等通園支援事業」が子ども・子育て支援法における給付事業となる。給付事業においては、市は、認可を受けた事業者が条例で定める運営に関する基準を満たすかどうかを確認した上で給付費を支給する必要がある。よって、国の基準「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」に従い、事業の運営に関する基準を定める。</p>					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
<p>・令和6年6月12日 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 公布 【内容】本事業を児童福祉法の事業として創設すること（R7.4.1 施行）、子ども・子育て支援法上の給付事業に位置付けること（R8.4.1 施行）を規定</p> <p>・令和7年11月13日 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 公布（R8.4.1 施行）</p>	<p>まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</p>	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち		
		分野・方針	2. 幼児教育・保育		
		施 策	1. 幼児教育・保育施策の推進		
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉		令和8年4月1日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	健やか部	こども園課	有（参考資料）		